

社会福祉法人ふれあいの里
在宅障がい者多機能支援施設ラボラーレ登米

令和5年度食材発注先選定
入札公告

令和5年1月9日

入札公告

社会福祉法人 ふれあいの里
在宅障がい者多機能支援施設ラボラーレ登米
理事長 宮崎 裕

一般競争入札を執行するので、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項及び社会福祉法人ふれあいの里経理規定第67条並びに第71条の規定に基づき下記の通り公告します。

記

1. 入札の概要等

- | | |
|------------|--|
| (1) 公告名称 | 社会福祉法人ふれあいの里
在宅障がい者多機能支援施設ラボラーレ登米
令和5年度食材発注先選定 |
| (2) 購入物品 | 別途添付にある発注リストのとおり |
| (3) 納入場所 | 宮城県登米市迫町新田字対馬51-7 |
| (4) 予定価格 | 非公表 |
| (5) 最低制限価格 | なし |
| (6) 入札保証金 | なし |
| (7) 入札方式 | 郵送による一般競争入札 |
| (8) 落札方式 | 最低価格落札方式 |

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、宮城県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、宮城県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
- (6) 宮城県内に本社もしくは支社・営業所があること。
- (7) 対象食材等リストの全てが納品可能であること。
- (8) 土日祝及び長期連休を除く平日において毎日の納品が可能であること。（納品時間については別途協議のうえ決定）

3. 入札参加申込書の提出

- (1) 受付期間 公告日から2023年1月20日（金）午後4時まで。
但し、土・日曜日を除く。（祝日は可）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出書類 入札参加申込書
- (4) 提出方法 持参・郵送 ※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 社会福祉法人ふれあいの里
在宅障がい者多機能支援施設ラボラーレ登米
住所：〒989-4601
宮城県登米市迫町新田字対馬 51-7
電話：0220-29-4311
FAX：0220-29-4611
メール：laboraretome@gmail.com
担当：沼倉

4. 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 2023年1月23日(月)から1月31日(火)午後4時まで
- (2) 郵送先 社会福祉法人ふれあいの里
在宅障がい者多機能支援施設ラポラーレ登米
住所：〒989-4601
宮城県登米市迫町新田字対馬 51-7

5. 入札日程等

- (1) 公告日 2023年1月9日(月)
- (2) 申込期間 2023年1月9日(月)午前9時から
問合せ期間 2023年1月20日(金)午後4時まで
- (3) 入札期間 2023年1月23日(月)午前9時から
2023年1月31日(火)午後4時まで
- (4) 落札決定 2023年2月10日(金)までに落札者のみに連絡

6. 落札方式および決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者を落札候補者とし、最低価格落札方式をもって落札者を決定する。このとき、食材等の単価から1g/1mm単位での単価を算出し、全ての食材等を算出後に合算して合計額を出す。(別表1参照)
なお、落札決定についての連絡は落札者のみに行う。
- (2) 入札において、入札に応じるものが1者のみだった場合、交渉による随意契約を行うものとする。

7. 入札注意事項

- (1) リストにある食材等が全て納品可能である事が入札参加の条件となり、リストの食材等1つでも納品不可の場合は入札資格無しとなる。
- (2) リストにある食材等はその名称で限定するものではない。同じ種類であれば名称が変わっても問題はない。(○○牛乳限定ではなく■■牛乳でも可、など)

- (3) 入札時には以下の書類を提出する。
- 入札書（入札金額内訳書） ※これが入札書の表紙となる
 - 対象食材等リスト ※これが入札書の中身となる
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式自由）により申し出ること。
- (5) 入札参加者にあたっては、食材等の単価のみ記載し消費税は含めないこと。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）
- (6) 入札参加にあたって入札書（入札金額内訳書）を期日までに書留にて郵送すること。
- ただし、落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。
- ※郵送の際は封筒表に「令和5年度食材発注先選定入札書在中」と朱書し、簡易書留・一般書留・配達証明にて送ること。（持参した場合及び書留以外で届いた場合入札無効とする）
- (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
 - ② 電報、電話およびファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 書留にて郵送しなかった入札
 - ④ 入札金額内訳書に不備があるまま提出した入札
 - ⑤ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札書に押印のないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの
 - (オ) 記載した事項が明らかでないもの
 - (カ) 2つ以上の入札書を提出した者がしたもの
 - ⑧ 全各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

8. 支払条件

- (1) 納品した月の翌月末に振込による支払いとする。

別表 1

入札価格算出方法

■A 社

品名	規格	単価
濃口しょうゆ	1800	300
唐揚げ	1000	700
ラップ	35cm×100m	250

■B 社

品名	規格	単価
濃口しょうゆ	1000	230
唐揚げ	500	500
ラップ	40cm×80m	250

上記の 2 社の入札があったとして、2 社それぞれ商品の規格は違っている。この場合に 1g 単位で単価を抽出し、その 1g での単価を合算して入札額とする。

■A 社入札額

品名	規格	単価
濃口しょうゆ	1800	0.17
唐揚げ	1000	0.7
ラップ	35cm×100m	0.07
入札額		0.94

■B 社入札額

品名	規格	単価
濃口しょうゆ	1000	0.23
唐揚げ	500	1.0
ラップ	40cm×80m	0.08
入札額		1.31

以上の場合、落札者は A 社となる。

このように、実際の入札に関しても同様の算出で落札者を決定するため、リストにある商品の取り扱いはあるが規格が違うという場合であっても、入札の参加が可能となる。

そのため、入札時には必ず規格を記載する必要があり、その際には実際の食材の容量のみを規格に記載すること。(「〇〇の水煮) など水分が含まれているものに関しては、正味のみを容量に記載する)

【注意】 1 品でも規格が記載されていない場合は入札無効となるため注意が必要。